**「避難勧告等に関するガイドライン（国）」に対する府の考え方について**

**国ガイドライン（H29.1）に対し、下線　　　　　が変更箇所**

**別紙１－１**

■本資料は、国ガイドラインを参考に大阪府として適用できる項目を整理したものです。各地域の特性等が異なるため、マニュアル改定に際して、市町村ごと採用する基準を検討してください。

| **府ガイドライン（従前）** | **国ガイドライン（H29.1）** | **大阪府の考え方（H29.6）** |
| --- | --- | --- |
| **■避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
| 避難準備情報 | ・災害発生の可能性が予想される状況 | ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 |
| 一 時 避 難 情 報 | ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 | ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 |
| 避 難 勧 告 | ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 | ・指定された避難所等への避難行動を開始・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 |
| 避 難 指 示 | ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況・人的被害が発生した状況 | ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 |
| 避難勧告 | ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※１への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※２を行う。 |
| 避難指示（緊急） | ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※１への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※２を行う。 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | ・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況 | ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 |
| 避難勧告 | ・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況 | ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 |
| 避難指示（緊急） | ・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 | ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。・津波災害から、立退き避難する。 |

**※大阪府地域防災計画（H29.3）より抜粋** |